(イ)　衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

［表略］

［(注１)～(注８)　略］

(注９)　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

ウ　役員に関する事項

(ア)　地上基幹放送局の場合

［表略］

［(注１)～(注６)　略］

(注７)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

(イ)　衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の場合

［表略］

［(注１)～(注５)　略］

(注６)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

［６～９　略］

別表第八号　特定基地局の開設計画の認定申請書の様式（第25条の４第４項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

［１～５　略］

［注１～４　略］

５　３の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して33.33％となり、四捨五入する前の割合が３分の１未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

［表略］

［(注１)～(注５)　略］

(注６)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(イ)　［同左］

［表同左］

［(注１)～(注８)　同左］

(注９)　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

ウ　［同左］

(ア)　［同左］

［表同左］

［(注１)～(注６)　同左］

(注７)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

(イ)　［同左］

［表同左］

［(注１)～(注５)　同左］

(注６)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

［６～９　同左］

別表第八号　［同左］

［同左］

［１～５　同左］

［注１～４　同左］

５　［同左］

［表同左］

［(注１)～(注５)　略］

(注６)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。